

# 公 告

関税法第42条第2項の規定に基づき、下記のとおり保税蔵置場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告する。

## 記

1 更新を認められた者の住所及び氏名又は名称

山口県下関市彦島西山町四丁目13番33号

前田海産株式会社

( 法人番号 : 6250001006338 )

2 保税蔵置場の名称及び所在地

前田海産株式会社 冷蔵庫(第二物流センター)

山口県下関市彦島西山町五丁目1番1号

3 更新した期間

自 令和6年4月1日

至 令和12年3月31日

令和6年3月19日

門司税関長 末永 広